

奈良県告示第百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和三年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
堅村 信介	医療法人正和会野村医院	山辺郡山添村大字大西五〇二―一	内科（じん臓機能障害）	令和三年七月二十六日
竹田 洋子	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	小児科（肢体不自由）	令和三年八月三日
西井 勤	医療法人西井会西井クリニック	橿原市光陽町一〇〇―二一	リウマチ科（肢体不自由）	令和三年八月三日
喜多 揚子	南和広域医療企業 団南奈良総合医療センター	吉野郡大淀町大字 福神八番一	循環器内科（心臓機能障害）	令和三年八月四日
西井 勤	医療法人西井会西井クリニック	橿原市光陽町一〇〇―二一	循環器科（心臓機能障害）	令和三年八月四日
堅村 信介	医療法人正和会野村医院	山辺郡山添村大字大西五〇二―一	内科（心臓機能障害）	令和三年八月四日